熊本県がん患者アピアランスケア推進事業実施要領

（事業の目的）

第１条　がん治療による脱毛や手術療法による手術後等、外見の変化が生じたがん

患者が、治療と学業や仕事等との両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持す

ることができるよう、外見の変化を補完するウィッグや乳房補整具等（以下、「用

具」という。）の購入費用を助成することにより、がん患者の経済的及び心理的負

担を軽減し、がん患者の療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　本事業の実施主体は市町村とする。

２　県は、市町村ががん患者の外見の変化を補完する用具の購入費用に対し、この

実施要領に基づき事業を行った場合に、当該市町村に対し、予算の範囲内におい

て、補助金を交付するものとする。

（対象者）

第３条 　本事業の対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

（１）　申請時に熊本県内に住民票を有する者であること。

（２）　がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受け

た者又は現に受けているがん患者で、市町村長が実施する助成事業の対象

となる者であること。

（３）　他の法令等に基づく同種の助成等（他自治体での助成等を含む）を受け

ていないこと。

（対象経費）

第４条 次の表に定める用具の購入に要した額を対象経費とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 助成の対象となる用具 |
| ウィッグ等 | ウィッグ（医療用、医療用以外を問わない）、装着用ネット、毛付き帽子ほか、市町村長が認めるもの |
| 乳房補整具等 | 補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房（エピテーゼ）ほか、市町村長が認めるもの |

２　購入額は、消費税額及び地方消費税額を含み、対象者が購入に当たり実際に支

払った額とし、付属品及びケア用品（クリーナー、ブラシ、シャンプー、リンス、スタンド、商品を保管する容器等）、購入のために要した送料及び交通費、代金決済手数料、申請に必要な証明書等に係る費用、サイズ 調整、カット代又はセットに係る費用は対象外とする。

３　医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの並びに国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは助成の対象外とする。

４　令和６年３月３１日以前に購入したものは助成の対象外とする。

（助成額及び助成回数）

第５条 本事業による助成額は、対象者１人につき対象経費に２分の１を乗じた額

と２０，０００円のいずれか少ない方の額とする。

２　助成の回数は、区分ごとに対象者１人につき１回限りとする。

（申請者）

第６条　助成の申請及び受領（以下「申請等」という。）を行う者（以下「申請者」という。）は、原則として第３条に定める対象者とし、対象者がやむを得ない理由で自ら申請等を行うことができない場合のみ、他の者へ申請等を委任することができるものとする。ただし、対象者が１８歳未満の場合、申請者はその法定代理人とする。

（助成の申請）

第７条　第３条に定める対象者は、住所地の市町村長に対し、市町村長が定める手

続きに則り申請するものとする。

（関係台帳の整備）

第８条　市町村長は、助成の交付決定の状況を明らかにしておくため、台帳を備え、

必要な事項を記載しておくこととする。

（個人情報の取扱い等）

第９条　市町村は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに充分留意するとともに申請者及びその家族の心情に充分配慮した対応を取るものとする。

（事業の周知）

第１０条　市町村は、本事業について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

附　則

この要綱は、令和６年７月５日から施行し、令和６年４月１日から適用する。